

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	危険物施設の位置等の措置命令
法令名根拠条項	消防法 第12条第2項
法令番号	昭和23年法律第186号

【基準】

法第12条第2項の規定による。

第12条

2 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が第10条第4項の技術上の 基準に適合していないと認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占 有者で権原を有する者に対し、同項の技術上の基準に適合するように、これらを修理し、改 造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

備考

	ı					
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	